



阿賀野川土地改良区

七代目新潟県知事 平山 征夫 書 (1992～2004年)

国営阿賀野川用水土地改良事業 (国営造成土地改良施設整備)着手



(平成21年11月26日撮影)



国営阿賀野川用水土地改良事業(国営造成土地改良施設整備)がいよいよ着手されました。写真は平成21年11月26日現在で、大型鋼矢板による上下流部の仮締切工(矢板設置状況)です。

国営阿賀野川用水土地改良事業(昭和36年～58年度)により造成された阿賀野川頭首工(阿賀野市小松)について、供用開始から約40年が経過しており、堰体下流の河床における局所的な洗掘やアルカリ骨材反応による堰柱コンクリートの劣化等が顕著となっています。また、左岸高位幹線水路については、経年変化に伴う覆工コンクリートの劣化が認められ、一部崩壊も発生しています。このため、関係する土地改良区が共同で農林水産大臣に対して施行申請(平成20年1月29日開催 第11回臨時総代会で本事業の施行申請について議決)を行い、本事業で阿賀野川頭首工及び左岸高位幹線水路の改修を行うことにより施設の機能回復を図り、もって農業生産の維持及び農業経営の安定に資するものであります。



水士里ネット
阿賀野川

第10号 平成21年12月発行
阿賀野川土地改良区

〒959-2032
新潟県阿賀野市学校町3番62号

TEL 0250 (62) 2140 / FAX 0250 (63) 1071

メールアドレス midori-net@aganogawa.net

ホームページ http://www.aganogawa.net

平成21年11月1日現在の状況

組合員数 5,157人

賦課面積 5,715ha (田5,493ha 畑222ha)

組合員のみなさまへ

阿賀野川土地改良区
理事長 松田昭悦



今年もいよいよ残りわずかとなってしまいました。組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のことと存じます。

日頃、当区の運営にご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、8月30日に執行された第45回衆議院議員総選挙により政権交代がなされ、「コンクリートから人へ」の号令のなか、内閣府に設けた行政刷新会議のワーキンググループによる事業仕分けが行われたところであります。これにより、かんがい排水事業が「予算要求20%縮減」、農道整備事業が「廃止」、農地有効利用支援整備事業が「実施は自治体の判断に任せる」、農地・水・環境保全向上対策は「予算要求1割程度縮減+事務費削減」等、非常に厳しい結果となりました。

かんがい排水事業においては、阿賀野川頭首工の補修を国営造成施設整備事業で実施中であり、県営では塚田川排水路の改修工事实施に向けた調査に着手、また、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業で小浮・岩野用水路の補修の実施設計を行っている等、事業費削減や延期は当区にとって計り知れない影響があります。無駄を排除するとの考えは理解するところでありますが、農業経営の基盤となる農業農村整備に必要な予算を廃止・削減することは施設老朽化の進行に伴う湛水被害の拡大や維持管理経費増大による農業経営の逼迫、延いては耕作放棄地の増加、農村集落の疲弊につながるものと危惧しており、我々農家の声を国政に反映させるべく強く意見を述べさせていただいております。

一方では、平成23年度から導入する戸別所得補償制度の円滑な実施に向けて、平成22年度に「米戸別所得補償モデル事業」を取組むとして検討がなされていますが、未だ事業の詳細が示されていない状況にあり、作付けに影響するのではないかと懸念しております。農家・農業の将来をしっかりと見据えた対策を要望して参りたいと考えております。

何れに致しましても、農家が将来の展望を持ち、農業が持続的に発展出来るよう、農業生産基盤の整備と施設の一層の適切な管理を行って参る所存でありますので、組合員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして挨拶といたします。

目次

組合員のみなさまへ	2
総代会よりご報告	3~4
農地有効利用支援整備事業のポイント	4
主な出来事	
発久エコチーム優秀賞受賞、久保に見附市からお客様	5
山形県からお客様、魚のつかみ取り大会	6
土地改良区からのおねがい、お知らせ	7



総代会よりご報告

総代会とは、阿賀野川土地改良区の運営を決定する最高議決機関です

第16回臨時総代会を開催 ～農地有効利用支援整備事業の実施、議決～

平成21年9月3日(木)、午前9時より阿賀野市農業総合管理センターにおいて、平成20年度の決算を中心とした第16回臨時総代会が開催され、笹神地区 阿部宏一 総代を議長に選任し、慎重審議の結果全議案とも原案どおり承認ならびに議決されました。

議件については決算のほか、平成21年度新規制度として創設された「農地有効利用支援整備事業」の実施について慎重審議され、議決されました。

「農地有効利用支援整備事業」は、施設管理の省力化を図るための簡易な整備が対象であり、当初維持管理事業で予定していた工事について、国庫補助(50%)事業での取組みが可能というもので、当阿賀野川土地改良区ではいち早く事業要件に該当する21地区を申請し、採択されました。

本事業の実施により、関係組合員皆さまの負担軽減が図られることとなります。



議長 阿部宏一 総代

出席者数 95名中、89名出席(出席率93.6%) 定員97名、現在総数95名、欠員2名

議決事項は以下のとおりです。

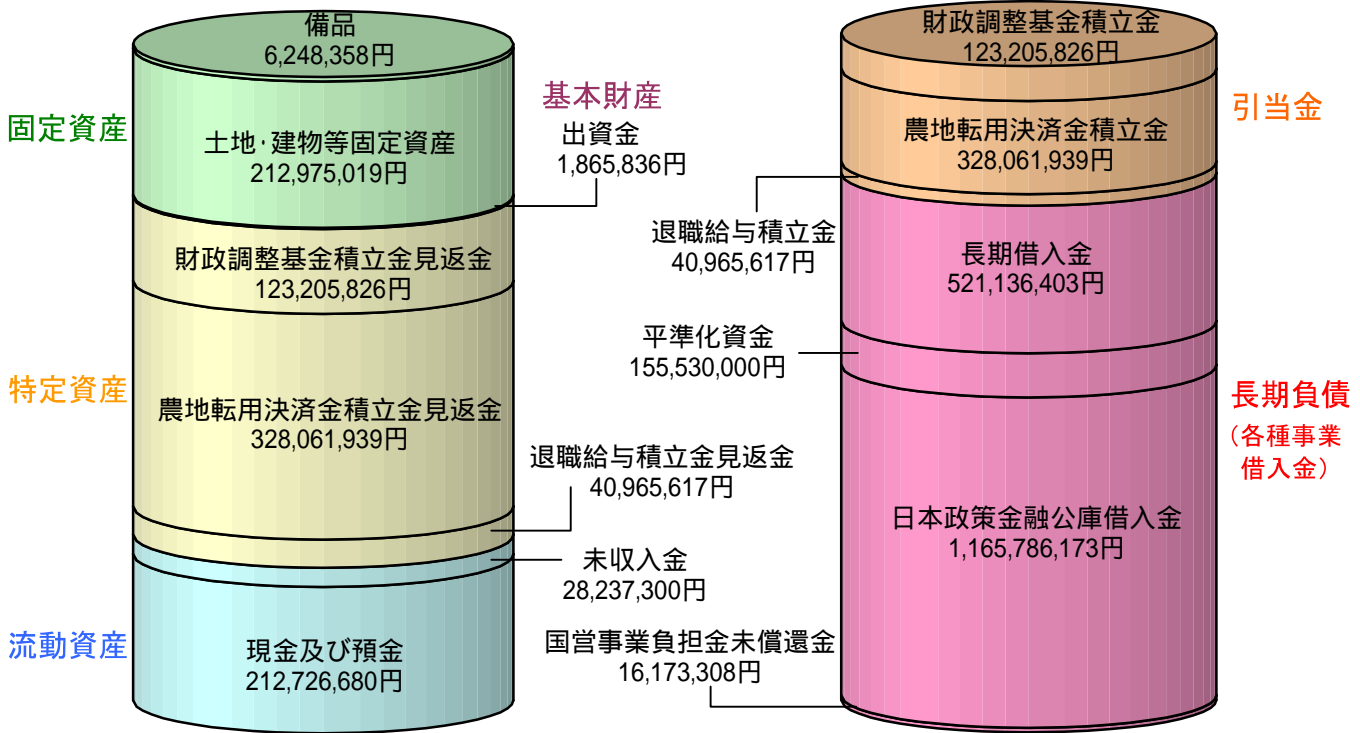
- | | |
|---------|---------------------------------------------------------------------|
| 議第1号 | 定款の一部変更について |
| 議第2号 | 新規土地改良事業計画の議定について(農地有効利用支援整備事業) |
| 議第3号 | 平成21年度 京ヶ瀬地区特別会計収支予算補正理事会専決の承認について
(第二地区5工区) |
| 議第4号 | 平成21年度 財政調整基金積立金特別会計収支予算補正理事会専決の承認について |
| 議第5号 | 平成21年度 一般会計収支予算補正について |
| 議第6号 | 平成21年度 各工区特別会計収支予算補正について
(第1・第2・第3・第6・第7・第8・第10・第11・第14・第15工区) |
| 議第7号 | 平成21年度 南部安田地区特別会計収支予算補正について |
| 議第8号 | 平成21年度 堀耕地区特別会計収支予算補正について |
| 議第9号 | 平成21年度 開田工区特別会計収支予算補正について |
| 議第10号 | 平成21年度 福井地区特別会計収支予算補正について |
| 議第11号 | 平成21年度 賀慶工区特別会計収支予算補正について |
| 議第12号 | 平成21年度 京ヶ瀬地区特別会計収支予算補正について(第一地区、第二地区2・5工区、飯森杉・駒林・焼山・焼山畑・金淵・千刈・分田地区) |
| 議第13号 | 平成21年度 退職給与積立金特別会計収支予算補正について |
| 議第14号 | 平成21年度 農地転用決済金積立金特別会計収支予算補正について |
| 議第15号 | 平成21年度 財政調整基金積立金特別会計収支予算補正について |
| 議第16号 | 長期借入金の議定について |
| 認第1～16号 | 平成20年度 一般会計、各特別会計収支決算について |
| 認第17号 | 平成20年度 事業報告について |
| 認第18号 | 平成20年度 財産目録について |

第16回臨時総代会で承認された 認第18号 平成20年度 財産目録について、阿賀野川土地改良区規約第47条により、組合員皆様へご報告します。

平成20年度 財産目録

資産の部 954,286,575円

負債の部 2,350,859,266円



(平成21年5月31日現在)

農地有効利用支援整備事業のポイント

第16回臨時総代会で議決された「農地有効利用支援整備事業」の概要についてご紹介します。当区管内では現在21地区実施しており、関係する農家負担の実質的な低減に繋がっています。

事業の目的

地域の営農形態の変更・定着、施設管理の省力化、耕作放棄の未然防止を目的とした基盤整備を支援し、食料供給力の強化に向けた取組を推進することを目的としています。

実施期間 平成21年度～平成23年度

ポイント

- ・営農上の阻害要因を除去するためのきめ細やかな基盤整備を実施し、地域による取組を支援します。
- ・施設管理の省力化を図るための簡易な整備が可能(ゲートや除塵機の設置や自動化等)。
- ・既存施設を対象とした工事は、単年度施工で1箇所200万円未満。
- ・暗渠排水、地下かんがい施設等を整備する場合は1箇所1,000万円未満。



事業要件

事業実施後、担い手への農地利用集積率を向上。開始時20%未満のところは20%以上にすること。

補助率 50%(国庫補助)

事業実施主体 市町村、土地改良区等

～ 本区の主な出来事 ～

発久エコチーム優秀賞受賞！

平成21年11月25日、平成21年度 新潟県農地・水・環境保全向上対策研修会（会場：新潟テルサ）において、発久エコチーム（阿賀野市発久）が見事優秀賞を受賞しました。

受賞された理由については、26戸の農家が対策に取り組んでいます。地域のまとまりが強く、活動全体を通して非農家の参加度も高い組織であり、また対象農家の8割近くが先進的取組を実施するなど、地域ぐるみで環境保全型農業が実践されています。さらに集落の景観形成のための施設への植栽では、単年度ではなく継続的な取組が可能になるようヒマワリやシバザクラを選定するなどの工夫が見られ、将来的な活動の継続・自立が期待される組織であること（H20は180mにわたり660株のシバザクラを植栽。今後2年をかけて残り500mについてもシバザクラを植栽する予定。花文字に挑戦する計画もあり）。また特に認定農業者への農地集積面積はH19当初33.0ha（集積率：45.7%）からスタートし、対策終了時目標34.3haを大幅に上回る40.9ha（集積率：56.6%）まで拡大していることから、受賞されたものです。 発久エコチームの皆さん！おめでとうございます！！



組織を代表して、稲毛秀利代表(右)と中山一巳副代表(左)が受賞しました



新潟県 小林農地部長より表彰されました

久保に見附市からお客様

平成21年8月8日、新潟県見附市より見附市産業振興課はじめ活動組織3組織、刈谷田川土地改良区職員合せて22名の「見附市農村環境保全協議会」一行が、阿賀野市久保「久保地域保全隊」へ農地・水・環境保全向上対策の活動推進や非農家も参加するための工夫などノウハウの研修に訪れました。

平成19年度から実施している久保地域保全隊の活動内容や地区概要等を紹介した後、様々な質問や相談に久保地域保全隊役員の皆さんは熱心に答えていました。「本対策終了後、環境整備など資金面で困難を来すと思われるがどうお考えか？」の質問に、久保地域保全隊代表の斎藤英雄氏は、「対策終了後は、今のように花を沢山植えるようなお金のかかる活動は困難でしょう。金の掛かることは出来ないが、共同作業（草刈り・泥上げ・砂利の補充）は集落の行事として、しっかり継続させて行きたい。」と述べられました。

研修会終了後は、農用地（不整形な輪換耕地）を一筆まるごと花壇として活用している大花壇と、周りをほぼ囲うように植栽した延長約130mのグランドカバープランツ（ヒメイワダレ草）を視察していかれました。



歓迎のあいさつをする斎藤代表



久保自慢の「農用地一筆まるごと花壇」を視察

山形県からお客様（用水管理体制等の研修）

平成21年9月14日、山形県は村山市より村山東根土地改良区（概ね2,000haの水田地帯を中心とした土地改良区）ご一行が、本区へ土地改良区運営、維持管理体制等について研修に訪れ、活発な意見交換を行いました。特に用水管理体制について集中的に研修していかれましたが、当区では18名の施設管理員が事務所でのミーティング（かんがい期は午前8時30分～9時30分まで）前に担当区域を回り、特に用水路の水位や除塵スクリーンなどを重点的に巡視しています。また組合員から用水不足等の連絡を受けた場合の対応や、各担当地区の円滑・公平な用水配分の実施、通水前のゲート等施設の点検・通水試験、冬期前のゲートのグリスアップや除雪時のゲート損傷を防ぐためのポール立て、そして必要に応じて施設の草刈りを行うなど土地改良区にとって重要且つ多様な役割を果たしています。



魚のつかみ取り大会

平成21年9月26日、神山っ子を育む会との共催で、阿賀野市立神山小学校児童や保護者等を合せ総勢31名、今年でちょうど5年目となる「ふるさと交流 魚のつかみ取り大会」を開催しました。

つかみ取り前には毎年恒例の「土地改良のお勉強」を行い、土地改良区の役割や仕事、本会場のため池や田んぼに届く阿賀野川用水のこと、農業用だけでなく土地改良施設の多面的機能（洪水被害軽減、防火・消雪用水、動植物や自然環境の保全など）について説明しました。

子供たちは毎年熱心に説明を聞いてくれているので、阿賀野川用水が「頭首工」から水路を通して流れて来るといったことは当然のように覚えていました。そこで今回はもう少しつっこんで土地改良区の維持管理施設である「農道」について、マンガを用いて説明しました。水路と同様、農道も農家の皆さんがお金を出しあって造ったことや、走りやすさ、耕作上の利便性、安全性などを考えながら土地改良区や農家の皆さんが管理していることを認識いただけました。

今年は例年より参加人数が少なかったようですが、つかみ取り大会は無事成功に終わり、メダカやアブラハヤ、コイ、ウグイ、ウキゴリ、そして川エビなど数種類の生き物が生息していることを確認することができました。

閉会時にとある児童は「今年で3年目。また来年も参加したい。」と話してくれました。

（神山っ子を育む会・水土里ネット阿賀野川 共催）



「今日は農道について説明します。え～農道は・・・」



初めて来る子も毎年来る子も、水と親しむ良い機会です



おねえちゃんVSコイ（捕獲するのは難しい!）

土地改良区からのおねがい

組合員の変更届について

次のような場合には、必ず土地改良区で手続きしてください。

届出がない場合は、変更することが出来ません！

- 組合員が死亡したとき
- 組合員が住所を変更したとき
- 農業者年金の受給により経営移譲するとき
- 売買や交換があったとき
- 生前一括贈与するとき

ご不明な点は、管理課までお問い合わせ下さい。 電話 0250 (62) 2140



ご 注 意

地目変更(宅地転用等)または公共事業による買収があった場合は決済手続きが必要になります。

届出がない場合は、今までどおりの賦課となりますので、ご注意ください。

注意！ 滞納賦課金は新組合員に継承されます。

土地改良区地区内の農地を売買するとき(競売取得も含む)や、組合員の資格を交替する場合に、その土地に滞納賦課金があると、土地改良法第42条第1項(権利義務の承継及び決済)の規定により、新しくその土地を取得した方に滞納賦課金の支払い義務が生じることになります。

後でトラブルが生じないように、農地の売買等の契約をされる場合は、**当事者間で滞納賦課金を清算してから、所有権移転する様お願いします。**

組合員の変更届や賦課金(土地改良費)の内容については当区ホームページに掲載されていますので、ご覧下さい。 URL <http://www.aganogawa.net>

松田昭悦氏 県知事表彰受賞

去る平成21年11月3日、当区理事長の松田昭悦氏が県庁講堂において新潟県知事表彰を受賞しました。

長年にわたる土地改良事業に関する功績ということで同氏は昭和55年に北蒲原郡南部土地改良区の理事、平成3年に新江土地改良区の理事に就任以来、両土地改良区の理事長を歴任し、両土地改良区の合併後は新設の阿賀野川土地改良区の理事長に就任して、地区内の農業農村整備事業について幾多の困難を克服して各種事業を積極的に推進することにより、農地の汎用化と効率的かつ安定的な営農を図り、以って地域農業の発展に貢献し、その功績は顕著であると表彰されました。



泉田知事より表彰されました

不法投棄は絶対にやめましょう！



例年、水路や農道等に刈り草や枯木、ゴミ等の不法投棄が見受けられます。

水路や農道等の土地改良施設は皆さんの大切な財産です。ゴミ箱ではありません。こうした心無いポイ捨てはやめ、水路や農道はきれいに管理しましょう。

ゴミの不法投棄は河川法及び廃棄物処理法により処罰されます。
(5年以下の懲役または1,000万円(法人には1億円まで加重ができる)以下の罰金)

集落で施設見学会をしませんか？

農地や農業用施設、農村には洪水被害軽減、生活排水、防火・消雪用水、大気調節、生植物や自然環境の保全など様々な機能・役割があります。土地改良施設には用水路や排水路、農道、揚水機場や排水機場など多種多様で皆さんの生活に欠かせない重要な施設がたくさんあります。太古から先人たちが築きあげてきた農業用施設は私たちに安心を残し、そして私たちは未来を担う子どもたちに継承していく責任があります。

集落で「土地改良施設を見学したい!」とご要望がありましたら、お気軽に阿賀野川土地改良区総務課 石塚までご連絡ください。

めたらしい農業農村をめざして!!



“水土里ネット”は私たち土地改良区の愛称です